

様式2-1

令和2年6月19日

みんなで住民投票！ 様

副首都推進局長

担当：総務担当（立華）

電話：06-6208-9514

ご質問への回答について

平素は何かと大阪府政・大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和2年6月12日にいただきましたご質問につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも大阪府政・大阪市政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

様式2-2

番号	1
項目	<p>「大阪市特別区設置住民投票」は大阪市という都市の形を大きく変えるかどうかを決する住民投票であり、地方自治・住民自治の観点から考えて、外国籍住民も含む形で実施されるべきであると、わたしたちは考えています。しかし、「大阪市特別区設置住民投票」について定めた大都市法では外国籍住民を投票権者として含んでいません。この点について、どのようにお考えですか。理由もあわせてお答えください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>現在、大都市制度（特別区設置）協議会において、特別区設置協定書の取りまとめに向けた協議が進められているとともに、府市両議会でご議論いただいているところです。</p> <p>この特別区設置協定書が、府市両議会承認された場合は、大阪市において特別区の設置についての住民投票が実施されることになります。</p> <p>「大都市地域における特別区の設置に関する法律」における住民投票のあり方につきましては、投票結果が当該自治体へ及ぼす影響が大きいことから、外国人地方参政権に係る国や国民の広い議論を踏まえ、国において慎重に検討されるものと考えております。</p>
担当	副首都推進局 総務担当 電話：06-6208-9514

番号	2
項目	<p>2020年5月30日朝日新聞社説は「大阪の都構想 住民と直接対話の場を」と題し、この間のコロナ禍の影響で、住民投票に向けての住民対話のプロセスが不十分であることについて問題提起しています。わたしたち「みんじゅう」も大阪市会に対し、今の状況では住民投票予定日を延期すべきであるとの陳情をおこないました。かかる状況で従前の予定通り今年11月1日の住民投票を実施されることについて、松井市長のご意見をお聞かせください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>新型コロナ対策においては、これまでの間、かつてのように府市バラバラでなく、知事と市長が方針を一本化し、「住民の命を守る」ことを最優先に、医療体制の強化や市民の皆さんの生活支援、教育環境の充実などに取り組んでいます。</p> <p>特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）により、こうした対応が強化されることになると考えています。新型コロナウイルス対策において、大きな役割を果たしている保健所は、今は1つですが、4つの特別区に設置されます。</p> <p>さらに、感染の収束も見据えた、大阪の再生・成長、住民サービスの充実に向けた長期の視点での将来設計も重要であり、特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。</p> <p>現在、大都市制度（特別区設置）協議会において、特別区設置協定書の取りまとめに向けた協議が進められているとともに、府市両議会でご議論いただいているところです。</p> <p>今後、協議会において協定書を作成し、府市両議会において協定書の議決を受けたのち、本年秋から冬に住民投票を実施する、とのスケジュールが協議会で示されております。</p> <p>引き続き、住民の皆さまに丁寧に説明し、特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）の実現に向けた取り組みを進めてまいります。</p>
担当	副首都推進局 制度企画担当 電話：06-6208-8859

## 回 答

団体名（ みんなで住民投票！ ）

## （要望項目）

## 質問 1

「大阪市特別区設置住民投票」は大阪市という都市の形を大きく変えるかどうかを決する住民投票であり、地方自治・住民自治の観点から考えて、外国籍住民も含む形で実施されるべきであると、わたしたちは考えています。しかし、「大阪市特別区設置住民投票」について定めた大都市法では外国籍住民を投票権者として含んでいません。

この点について、どのようにお考えですか。理由もあわせてお答えください。

## （回答）

現在、大都市制度（特別区設置）協議会において、特別区設置協定書の取りまとめに向けた協議が進められているとともに、府市両議会でご議論いただいているところです。

この特別区設置協定書が、府市両議会承認された場合は、大阪市において特別区の設置についての住民投票が実施されることとなります。

「大都市地域における特別区の設置に関する法律」における住民投票のあり方につきましては、投票結果が当該自治体へ及ぼす影響が大きいことから、外国人地方参政権に係る国や国民の広い議論を踏まえ、国において慎重に検討されるものと考えております。

## （回答部局課名）

副首都推進局 総務担当

## 回 答

団体名（ みんなで住民投票！ ）

## （要望項目）

## 質問2

2020年5月30日朝日新聞社説は「大阪の都構想 住民と直接対話の場を」と題し、この間のコロナ禍の影響で、住民投票に向けての住民対話のプロセスが不十分であることについて問題提起しています。わたしたち「みんじゅう」も大阪市会に対し、今の状況では住民投票予定日を延期すべきであるとの陳情をおこないました。かかる状況で従前の予定通り今年11月1日の住民投票を実施されることについて、吉村知事のご意見をお聞かせください。

## （回答）

新型コロナ対策においては、これまでの間、かつてのように府市バラバラでなく、知事と市長が方針を一本化し、「住民の命を守る」ことを最優先に、医療体制の強化や市民の皆さんの生活支援、教育環境の充実などに取り組んでいます。

特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）により、こうした対応が強化されることになると考えています。新型コロナウイルス対策において、大きな役割を果たしている保健所は、今は1つですが、4つの特別区に設置されます。

さらに、感染の収束も見据えた、大阪の再生・成長、住民サービスの充実に向けた長期の視点での将来設計も重要であり、特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）の実現に向けた取組みを進めていく必要があります。

現在、大都市制度（特別区設置）協議会において、特別区設置協定書の取りまとめに向けた協議が進められているとともに、府市両議会でご議論いただいているところです。

今後、協議会において協定書を作成し、府市両議会において協定書の議決を受けたのち、本年秋から冬に住民投票を実施する、とのスケジュールが協議会で示されております。

引き続き、住民の皆さまに丁寧に説明し、特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）の実現に向けた取組みを進めてまいります。

## （回答部局課名）

副首都推進局 制度企画担当